

令和2年5月7日

保護者の皆様

伊勢原市教育委員会
教育長 鍛代 英雄

国における緊急事態宣言に伴う小中学校の臨時休業措置の延長等について

日ごろより本市の教育活動に対しまして、ご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、小中学校においては、暫定措置として5月10日まで臨時休業措置をとっておりますが、令和2年5月4日の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の5月31日までの延長、同法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針等をふまえ、臨時休業期間を5月31日までとしましたので、保護者の皆様には趣旨を十分にご理解いただき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とお子様の静養にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、小中学校の臨時休業に伴い実施しております、学校における一時預かり事業と校庭の利用は延長期間中も引き続き実施いたしますが、適切な利用にご協力くださいますようお願い申し上げます。

- 1 臨時休業期間の延長 令和2年5月11日（月）から5月31日（日）まで
対象 全校児童生徒

2 臨時休業期間中の対応について

- 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業であることを踏まえ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう、お子様にご指導ください。
- 何か不安なことや、心配なことなどがございましたら、遠慮なく学校までご連絡くださるようお願いいたします。

問い合わせは
伊勢原市教育委員会 教育指導課
TEL 0463-74-5243 (直通)
FAX 0463-95-7615